

一宮市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第10項後段の規定に基づき別表のとおり告示する。

令和7年 4月 4日

一宮市長 中 野 正 康

団体名	新代表者の住所	新代表者名	新事務所の所在地
佐千原町内会	一宮市佐千原字新田28番地5	石井 健二	一宮市佐千原字新田28番地5
新堤町内会	一宮市北方町北方字下新堤50番地1	角谷 隆史	
下出町内会	一宮市北方町中島1178番地	竹市 哲生	
加茂園東自治会	一宮市千秋町加茂字寺廻11番地6	吉川 寿人	
南小渚町内会	一宮市南小渚2486番地	中村 俊和	
東尾関町内会	一宮市浅井町尾関字同者114番地	荻原 五史	
浮野町内会	一宮市千秋町浮野字中向得61番地2	臼井 弓賀	
河田町内会	一宮市浅井町河田字南之上31番地	山口 栄	
中三ツ井町内会	一宮市三ツ井2丁目9番20号	堀田 満	
山之小路町内会	一宮市今伊勢町馬寄字桃木原2番地7	野村 佳伸	
萩原中区町内会	一宮市萩原町萩原18番地	早川 彰一	